

業務上の事由又は通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残った場合には、障害補償給付（業務災害の場合）又は障害給付（通勤災害の場合）が支給されます。

※「治ったとき」とは

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」（症状固定）といいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」（症状固定）と判断し、療養(補償)給付を支給しないこととなっています。

なお、「治ゆ」（症状固定）後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあるせき髄損傷、頭頸部外傷性症候群等、慢性肝炎などの傷病にり患した対に方しては予防その他の保健上の措置として診察、保健指導、保健のための薬剤の支給等を行うアフターケアを実施しています。

このアフターケアは、都道府県労働局長が交付する「健康管理手帳」を労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター及び労災指定医療機関に提示することにより受けることができます。

(注1)「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲（基本的には、健康保険に準拠しています。）として認められたものをいいます。したがって、実験段階又は研究的過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。

(注2)「医療効果が期待できなくなった状態」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。

給付の内容

残存障害が、障害等級表に掲げる障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じて、それぞれ下記のとおり支給されます。

- 障害等級第1級から第7級に該当するとき
障害(補償)年金、障害特別支給金、障害特別年金
- 障害等級第8級から第14級に該当するとき
障害(補償)一時金、障害特別支給金、障害特別一時金

注) 船員については、労災保険給付に加え、船員保険から給付される場合もあります。

※年金の支払月

障害(補償)年金は、支給要件に該当することとなった月の翌月分から支給され、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前2か月分が支払われます。

※ 障害等級が第1級又は第2級の胸腹部臓器、神経系統及び精神の障害を有しており、現に介護を受けている方は、介護(補償)給付を受給することができます。

この給付を受けるためには、別途請求書等をご提出いただく必要があります。